

議案第 4 1 号

三宅町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町老人憩の家設置条例（昭和 6 3 年 3 月三宅町条例第 7 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 元年 9 月 4 日提出

三宅町長 森田 浩司

三宅町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例

三宅町老人憩の家設置条例（昭和 6 3 年 3 月三宅町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条表 但馬老人憩の家の項中「三宅町大字但馬 7 3 番地の 4」を「三宅町大字但馬 6 5 3 番地の 2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三宅町老人憩の家設置条例（昭和 63 年三宅町条例第 7 号）新旧対照表

改	正	案	現	行																				
(名称及び位置) 第3条 老人憩の家の名称及び位置は、次のとおりとする。																								
<table><tr><th>名</th><th>称</th><th>位</th><th>置</th></tr><tr><td>上 但 馬 老 人 憩 の 家</td><td></td><td>三宅町大字上但馬 1 7 5 番地の 2</td><td></td></tr><tr><td>三 河 老 人 憩 の 家</td><td></td><td>三宅町大字三河 6 0 0 番地</td><td></td></tr><tr><td>但 馬 老 人 憩 の 家</td><td></td><td><u>三宅町大字但馬 7 3 番地の 4</u></td><td></td></tr><tr><td>上但馬団地老人憩の家</td><td></td><td>三宅町大字屏風 2 5 0 番地の 2 0 の一部</td><td></td></tr></table>					名	称	位	置	上 但 馬 老 人 憩 の 家		三宅町大字上但馬 1 7 5 番地の 2		三 河 老 人 憩 の 家		三宅町大字三河 6 0 0 番地		但 馬 老 人 憩 の 家		<u>三宅町大字但馬 7 3 番地の 4</u>		上但馬団地老人憩の家		三宅町大字屏風 2 5 0 番地の 2 0 の一部	
名	称	位	置																					
上 但 馬 老 人 憩 の 家		三宅町大字上但馬 1 7 5 番地の 2																						
三 河 老 人 憩 の 家		三宅町大字三河 6 0 0 番地																						
但 馬 老 人 憩 の 家		<u>三宅町大字但馬 7 3 番地の 4</u>																						
上但馬団地老人憩の家		三宅町大字屏風 2 5 0 番地の 2 0 の一部																						